

○環境省告示第百二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百七十号）による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）別表第一各号ロ及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月八日

環境大臣 齊藤 鉄夫

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

一を削り、二の表を次のように改め、二を一とする。

物 質	係 数
<p>(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十 八までのもの及びその混合物に限る。）</p> <p>(2) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合 物に限る。）</p>	<p>一</p> <p>一</p>

(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	—
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのはう酸エステル	—
(5) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物	— ○ ○
(6) パーム核油脂脂肪酸（蒸留物に限る。）	— ○
(7) ポリエーテルのはう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	— ○
(8) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	—
(9) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	—

三を削り、四の表中(2)から(5)までを削り、四を二とする。